

障害者に対する主な福祉施策一覧表

(注意)この一覧表は、目安として作成したもので、他に様々な要件がありますので、詳細については関係機関にお尋ねください。

内 容	対象者（障害区分）	掲 載 ペ ー ジ	条件			身体障害者									
			年 齢 制 限	所 得 制 限	そ の 他 の 条 件	障害別区分									
						視 覚	平 衡 機 能	聴 覚 機 能	音 声 ・ 言 語 機 能	肢体不自由					心 臓
										上 肢	下 肢	体 幹	脳 原 性 上 肢	脳 原 性 移 動	
手当・年金	特別障害者手当	25	20歳以上	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	障害児福祉手当	25	20歳未満	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	経過的福祉手当	26	20歳以上	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	在宅重度障害者手当	26	※	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	特別児童扶養手当	26	20歳未満	○		3 (一部)	3	3	3	3 (一部)	3	3	3	3	※
	障害基礎年金	27	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	特別障害給付金	27	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
医療	自立支援医療（育成医療）給付	31	18歳未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（更生医療）給付	31	18歳以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（精神通院医療）給付	31													
	障害者医療	32				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	後期高齢者福祉医療	32		一部	○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
貸付	生活福祉資金	34			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養共済	心身障害者扶養共済	35	※		○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

- 1 ○印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級
- 2 ○印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。

内 容	対象者（障害区分）	掲 載 ペ ー ジ	条件			身体障害者									
			年 齢 制 限	所 得 制 限	そ の 他 の 条 件	障害別区分									
						視 覚	平 衡 機 能	聴 覚 機 能	音 声 や 言 語 機 能	肢体不自由					心 臓
										上 肢	下 肢	体 幹	脳 原 性 上 肢	脳 原 性 移 動	
交通・自家用車	鉄道旅客運賃等の割引	37			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空旅客運賃等の割引	38			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車運転免許取得費の補助	39					○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車改造費の補助	40		○					○	○	○	○	○		
	有料道路通行料金の割引	40			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅	県営住宅の家賃減額・優先入居	45		○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	特別設計県営住宅への入居	45		○						4					
	単身者向県営住宅への入居	46		○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
税の減免	所得税の軽減	47		※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	県民税・市町村民税の軽減等	47		※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免(本人が運転する場合)	48			○	4	3	※	2	6	5	2	6	4	
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)	48			○	4	3		2	3	3	2	3	3	
補装具・日常生活用具	補装具の交付・修理	53	一部	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日常生活用具の給付・貸与	53				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	NHK受信料の免除	56			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電話の施設設置負担金の分割払い	56				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電話番号案内の無料扱い	56				○			2		2				
	携帯電話料金の割引	57				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	青い鳥郵便葉書の無償配付	57				2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	介助犬の貸与	59							○	○	○				
	盲導犬の貸与・飼料費の助成	59		一部		2									

- 印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の
- 印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。
- 上記一覧表の他に、父又は母に障害のある家庭については、次の制度があります。（所得制限あり）
 児童扶養手当・・・父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童（児童に重度の障害がある場合には、20歳未満）
 遺児手当・・・父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童を育てている方に対して支給
 母子・父子家庭医療・・・父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童に対して給付

身体障害者						知的障害者				精神障害者			難病患者	備考
障害別区分						重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害														
腎臓	呼吸器	直ぼうこう腸	小腸	免疫	肝臓	I Q 20 以下	I Q 21 35	I Q 36 50	I Q 51 75	1級	2級	3級		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	※	※	※交通機関によって異なります	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○								(注) 条件・対象者は市町村により異なります。	
													(注) 条件・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○	○	○	○							
4	4	4	4	4	4	○	○	○		○	○			
4	4	4	4	4	4	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が38万円以下の者に限られます。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が38万円以下の者に限られます。	
4	4	4	4	4	4	○	○			○			※咽頭摘出による音声機能障害3級のみ対象 (注) 軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。	
3	3	3	3	3	3	○	○			○			(注) 軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。	
○	○	○	○	○	○								○ (注) 一部年齢制限があります。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注) 支給要件・支給品目・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注) 世帯構成員の市町村民税課税状況及び障害の程度により免除基準が異なります。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
						○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	2	2	2	2	2	○	○							
													(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関に問い合わせください。	
													(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関に問い合わせください。	

一部) まだが対象となります。

を育てている方に対して支給